

甲府市ノーコードツール賃貸借 仕様書

本仕様書は甲府市（以下「本市」という。）のノーコードツールの賃貸借に際し、必要な事項を示したものであり、本仕様書に明記していない事項でも、当然に必要と認められるものは、賃貸者の責任において実施するものとする。

1 件名

甲府市ノーコードツール賃貸借

2 契約目的

情報を一元的に管理でき、集計・分析機能、ワークフロー機能、帳票出力機能等を有する業務システムを構築可能なノーコードツール（JUST.DB）を導入することにより、職員自らが業務効率の改善、住民サービスの向上を図ること。

3 サービス提供期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 契約内容

ジャストシステム社「JUST.DB」の提供

- ① 同時ログインユーザー、15ライセンス以上を提供すること。
- ② サービスに関する電話、及びメールによる問合せ窓口を提供すること。
- ③ サービスに関するマニュアル、手順書類を提供すること。
- ④ サービスに関する職員向け研修等を提供すること。
 - (1) サービスの提供前に、動画による研修コンテンツを提供すること。
研修内容は提供サービスの基本操作が習得できる内容とすること。
 - (2) サービスの提供後に、対面による2回以上の職員向け研修を行うこと。
発展的・効果的な活用方法を習得できるものとし、各回全て異なる内容とすること。また、職員の練度を考慮し、開催時期については一定の間隔を空けて開催すること。
受講対象者などその他事項については、本市と協議の上、決定する。
 - (3) この他、サービスを利用した業務システムの作成を担う職員に向けた学習会を実施すること。
これは担当職員が業務システムを作成する中での技術指導に当たるものとし、実施時期や回数については本市と協議の上で決定する。また、実施方法については対面若しくはオンラインによるものとする。

5 料金体系

サービスは月額料金固定制で提供すること。なお、この固定料金に「4 契約内容」の内容が含まれること。

6 その他

- ① 賃貸者は本業務の実施に当たって知りえた業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- ② 賃貸者は本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、賃借者と協議の上決定すること。
- ③ 個人情報の取り扱いに関しては、JIS Q 15001 規格に基づくプライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得していること。
- ④ 賃貸者は契約期間満了後、システムに蓄積されているデータを復元できないよう確実な消去を行い、データ消去作業完了報告書等の書面を作成し本市へ提出すること。
- ⑤ 賃貸者は、本仕様書に定めるもののほか、甲府市情報セキュリティポリシー等を遵守のうえ業務遂行にあたること。

以上